

# まちなか空き店舗活用補助を利用された方へ

令和3年7月2日開始



日立市まちなか空き店舗活用補助を利用して新規出店した方のうち、1年以上事業を継続している事業者に対し追加支援を実施します。  
(最大30万円)

**事業継続を応援します！**



## 【開業2年目、3年目の店舗】

- ・店舗改装費用や備品購入費用を補助します。
- ・店舗家賃を補助します(支払済のもの、最大15万円)。

	対象経費	補助率	限度額
店舗開設時 (1年目)	<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗改装費(内外装)</li><li>・店舗備品購入費</li><li>・キッチンカー購入費</li><li>・広告宣伝費</li><li>・店舗備品追加購入費用(消耗品除く)</li></ul>		100万円
継続支援 (2年目、3年目)	<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗改装資金 (請負は市内業者のみ対象)</li><li>・店舗家賃 払済のもの。最大15万円</li><li>・広告宣伝費</li><li>・店舗備品追加購入費用(消耗品除く)</li></ul>	1 / 3	30万円

※お支払いしたことが確認できる書類(領収書等。見積書や納品書は不可)の提出が必要です。  
ご準備をお願いいたします。

## 加算金

加算金		
商店会加入促進加算金	上限10万円	地域商店会に加入する際の商店会費、地域商店会が管理する施設の維持管理経費相当額(1年分)

日立市産業経済部商工振興課

☎0294-22-3111 (内線) 487、471  
メール：shoko@city.hitachi.lg.jp

詳細はホームページで ⇒



ホームページへの  
リンク用QRコード

## 店舗継続支援

対象経費	改装費	持ち帰り専門店におけるイートインコーナーや、テイクアウト専門カウンター、客用の個室など コロナ禍における店舗経営維持に必要とされる改装費 <b>市内の工事業者に請け負わせる場合のみ。</b>
	店舗家賃	当該店舗の家賃のうち、支払済のもの <b>(最大15万円)</b>
	備品購入費	長期にわたり使えるものの購入費用
	広告宣伝費	チラシやホームページの作成に係る費用 <b>サンプルやノベルティグッズも対象</b>

※お支払いしたことが確認できる書類(領収書等。見積書や納品書は不可)の提出が必要となります。ご準備をお願い致します。

### ～～ 日立創業支援ネットワークから ～～



日本政策金融公庫、日立商工会議所、日立地区産業支援センター、日立市では、創業を希望される方向けに相談会やセミナーを実施しています。

当ネットワークの利用により税制優遇措置や融資枠の拡大などが受けられます。

創業をお考えの方は、**ご相談ください!**

#### 【問合せ先】

 日本政策金融公庫	日立支店	24-2451
 日立商工会議所		22-0128
 日立地区産業支援センター		25-6121
 日立市 (商工振興課)		22-3111(内線)471、775